

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（厚生労働省）

<p>制 度 名</p>	<p>勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税（租税特別措置法第 29 条）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>給与所得者等が自己の居住の用に供する家屋又は敷地の取得をする際に受ける以下の経済的利益につき非課税とする特例を廃止する。</p> <p>① 使用者から無利息又は低い金利で貸付けを受けた場合の経済的利益</p> <p>② 資金を金融機関等から借り受けた場合において、使用者から受けるその利子の全部又は一部に相当する金額の支払い</p> <p>③ 勤労者財産形成促進法に基づいて使用者等が講じる負担軽減措置により受ける経済的利益</p> <table border="1" data-bbox="1013 1019 1503 1108"> <tr> <td data-bbox="1013 1019 1220 1108"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1220 1019 1503 1108"> <p>+2,617 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+2,617 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+2,617 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例は、昭和 41 年度の創設から現在まで 43 年間存続してきた特例であるが、近年は本特例の利用可能者数が大幅に減少してきており、一部の者に限られた特例となっている。また、今後も利用可能者数の増加が見込まれる社会状況ではない。したがって、現状では本特例について、政策実現に向けた手段としての「有効性」が高いとは言い難い。 ・ 本特例は、使用者等から低利で住宅購入資金を借り入れている等の優遇を受けている上に、通常の貸出し金利と比較したときの経済的利益について非課税となることに加えて、住宅ローン控除制度を併せて適用することが可能であり、住宅ローン控除制度のみを利用している者と比較すると平等性に欠けるため、「合理性」は認めがたい。 			